

青少年会館使用許可事務取扱要綱

(総則)

第1条 横須賀市立青少年会館（以下「会館」という。）の使用許可事務の取扱いについては、青少年の家条例（昭和43年横須賀市条例第13号。以下「条例」という。）及び青少年の家条例施行規則（昭和43年横須賀市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(ホールの使用許可申請)

第2条 ホールを継続して使用する場合は、当該継続使用の末日が規則第1条第2項に規定する使用許可申請書の提出期日に到達しない場合であっても、当該使用の初日が同項に規定する提出期限内であるときは、当該使用の使用許可申請書を提出することができる。

(市民以外の使用許可申請)

第3条 前条の規定にかかわらず、規則第1条第2項ただし書きの規定により、会館を専用使用する者が次の各号のいずれにも該当しないものにあつては、使用期日の2月前の日の翌日から使用許可申請書を提出することができる。ただし、ホールを専用使用する場合は、使用期日の6月前の日の翌日から使用許可申請書を提出することができる。

(1) 本市の区域内に住所を有する者。

(2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者。

(3) 本市の区域内に存する学校に在学する者。

(協議及びくじの取扱い)

第4条 規則第2条に規定する協議及びくじの取扱いは、次に掲げるところによる。

(1) 会館の使用許可の申込みが同時に行われたときは、協議を行い、調整がつかない場合は、くじを行うものとする。

(2) くじに参加し、落選した者は当選者と共同して当該行事を行うことはできない。

(専用使用の制限)

第5条 ホール、音楽室、会議室、小会議室、美術室及び和室以外の場所の専用使用は、これを認めない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料減免の対象及び割合)

第6条 ホール、音楽室、会議室、小会議室、美術室及び和室の使用に伴う条

例第7条第3項に規定する減免の対象及び割合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国、県、市又は教育委員会が、主催し、又は共催する場合及び当該事業実施に伴って準備、練習等のために非公開で使用する場合 全額
- (2) 子ども会、町内会など地域のコミュニティ団体又は青少年団体若しくは青少年育成団体（その構成団体若しくはその合同団体を含む。）が利用する場合 全額
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に認める場合 必要と認める額

（使用許可及び使用料減免の申請者）

第7条 規則第1条に規定する使用許可及び規則第3条に規定する使用料の減免の申請者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市若しくは市教育委員会が主催又は共催する場合は、部長等とする。
- (2) 国、県若しくは県教育委員会が主催又は共催する場合は、国又は県の担当部長又は課長等とする。なお、当該使用に関する開催通知等がある場合は、添付を求めるものとする。

（物品の販売）

第8条 規則第7条第4号の規定にかかわらず、ホールの使用目的に直接関係すると市長が認めた書籍、CD、プログラム、パンフレット等については、販売することができるものとする。

（使用者等の遵守事項）

第9条 規則第7条第5号に規定する管理上支障となる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 定員を超えて入場させる行為
- (2) 所定の場所以外の場所において飲食（市長が認める飲食を除く。）をする行為
- (3) 許可された施設又は備付器具以外のものを使用する行為
- (4) 承認を受けないで電気器具を搬入して使用し、又は既存設備品を変更する行為

附 則

この要綱は、平成11年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の青少年会館使用許可事務取扱要綱の規定は、この要綱施行の日以降に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。